

# 教職課程に関する自己点検・評価の実施方針

令和4年（2022年）11月

## 1 趣旨

本学の教職課程の運営にあたっては、当該課程の目的・目標に照らし、教育内容・方法、学修成果の状況等を検証し、絶えず教育の質の維持・向上に努める必要がある。また、教育職員免許法施行規則では、第22条の8に「認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とされているところである。

本実施方針は、上記を踏まえ、教職課程委員会が行う教職課程に関する自己点検を適切かつ効果的に実施するため、その基本的枠組みを定めるものである。

なお、教育職員免許法施行規則第22条の7に「2以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。」とあり、本学においては教職課程委員会がその任を担い、自己点検を行う。

## 2 内容・方法

- (1) 自己点検・評価は、別表が掲げるチェック項目ごとに行うものとする。その際は、本学教職課程の目的・目標に照らして、法令等により求められている事項の遵守状況、積極的に評価できる点及び改善を要する点について現状分析及び自己評価を行うとともに、課題がある場合にはその対応等を明らかにする。
- (2) 自己点検・評価は、根拠資料・データ（エビデンス）に基づき行うことを原則とする。
- (3) 学内教職員や、学外関係者などの第三者の視点を可能な限り組み入れる。

## 3 実施時期

- (1) 教職課程委員会は、恒常的に自己点検・評価に取り組むものとし、当該結果を原則として1年毎にとりまとめる。
- (2) 実施時期においては、教職課程委員会の定期開催スケジュールを踏まえ、12月頃に周知、3月頃までに自己点検の結果を取りまとめることができるよう、準備を進める。

## 4 実施体制

- (1) 自己点検・評価は、教職課程委員が中心となり、適宜、学部（学科、専攻）教員の協力を得て行う。
- (2) 自己点検・評価の結果は、教職課程委員会の審議を経て、議長が決定する。

## 5. 結果の取り扱い

- (1) 教職課程委員会は、自己点検の結果を踏まえ、教育の質の向上・改善を図る。
- (2) 教職課程の運営の可視化のため、自己点検の結果（個人情報など公表に相応しくない箇所を除く）は、熊本県立大学 HP にて公開する。

以上

別表 自己点検・評価チェックシート

| 点検・評価項目         | 評価の視点                       | チェック項目・内容                                          |
|-----------------|-----------------------------|----------------------------------------------------|
| ①教育理念・学修目標      | 教員養成の目的と目標                  | 目的や目標が具体的かつ明確に設定されているか。                            |
| ②授業科目・教育課程の編成実施 | 授業実施のための環境整備                | 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか。                    |
|                 | 教育課程の編成実施                   | 教育課程が適切に編成実施され、自己点検・評価の結果等を踏まえて見直しが行われているか。        |
|                 | 教育実践に関する科目の実施               | 教育実習や教職実践演習において、実践的内容が適切に実施されているか。                 |
| ③学修成果の把握・可視化    | 教員の養成の目標の達成状況と学修成果          | 教職課程履修カルテが適切に活用され、学修成果が把握されているか。                   |
| ④教職員組織          | 教職課程組織の体制                   | 全学組織として適切な運営が行われているか。                              |
|                 | 教員の配置                       | 教職課程認定基準で定められた必要専任教員数を充足しているか。                     |
| ⑤情報公表           | 教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公開 | 教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画が公表されているか。                  |
|                 |                             | 取得できる免許状の種類が公表されているか。                              |
|                 |                             | 年次計画が公表されているか。                                     |
|                 |                             | 教員養成にかかる組織、教員数が公表され、各教員が有する学位及び業績が適切に明示及び公表されているか。 |
|                 |                             | 教員養成にかかる授業科目が適切に明示及び公表されているか。                      |
|                 |                             | 授業科目のシラバス(授業方法・内容、授業計画)が適切に明示及び公表されているか。           |
|                 |                             | 卒業者の教員免許状取得状況及び教員への就職状況が適切に明示及び公表されているか。           |
| ⑥教職指導           | 学生支援                        | 教職課程の学生（科目等履修生含む）に対する履修指導が実施されているか。                |
|                 |                             | 教職課程の学生に対する進路指導が実施されているか。                          |
| ⑦関係機関等との連携      | 教育委員会や学校との連携の状況             | 教育委員会や学校と連携した活動が実施されているか。                          |
|                 |                             | 実務経験のある教員等、学外の多様な人材が活用されているか。                      |